

アーキビスト認証委員会（第 25 回）議事の記録

1 開催日時 令和 6 年 5 月 17 日（金） 10 時 00 分～12 時 21 分

2 開催場所 国立公文書館 4 階会議室

3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館名誉教授)
(委員)	井口 和起	(京都府立京都学・歴彩館顧問)
	井上由里子	(一橋大学大学院教授)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(元埼玉県立文書館副館長)
	福井 仁史	(国立公文書館首席研究官)

(国立公文書館)	鎌田 薫	館長
	山谷 英之	理事
	中島康比古	統括公文書専門官
	田中 昭男	首席公文書専門官
	小宮山敏和	上席公文書専門官
	中野 佳	公文書専門官

※鎌田薫館長、山谷英之理事、中島康比古統括公文書専門官は、議題 1 のみ出席

※中野佳公文書専門官は、議題 2 のみ出席

4 議題

(1) 令和 6 年度アーキビスト認証の実施等について

(2) 令和 6 年准認証アーキビスト申請（6 月 1 日付認定分）に係る審査

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第 25 回アーキビスト認証委員会を開会する。

本日は、井口委員がオンラインでの参加となる。また、福井委員が途中退席の予定であるが、本日の委員会は、7 名の委員全員に出席いただいております。アーキビスト認証委員会規則第 7 条第 1 項により、議決を行うことができる定数に達している。

始めに、鎌田薫館長よりご挨拶を頂戴したい。

○鎌田館長 大変お忙しい中、先生方にはご出席賜り、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、議事次第にあるとおり、最初に令和 6 年度アーキビスト認証の実施等について、新たに設けられた大学院修士課程の科目の追加や、今年度の実施に向けた取組の状況、スケジュール案等について、ご確認いただく。続いて、准認証アーキビストの審査を行っていただく。

なお、この場を借りて、最近の当館の取組を紹介申し上げる。

まず、展示に関して、3 月 16 日から 5 月 12 日まで、令和 6 年春の特別展として「夢みる光源氏—公文書館で平安文学ナナメ読み！—」を開催した。5 月 11 日には、愛子内親王殿下がご来館され、特別展を熱心にご覧いただいた。また、大型連休中には、「日本国憲法」

の原本特別展示を行った。

6月1日からは、令和6年度第1回企画展として「1964 公文書で見る東京オリンピック開催への道」を開催する予定である。お時間のあるときに、ぜひご覧いただきたい。

このほか、6月6日には、「国際アーカイブズ週間」記念講演会を開催する。今年度は、早稲田大学の浅古弘名誉教授、筑波大学の杉本重雄名誉教授を講師に迎え、ご講演をいただく。オンラインで聴講することも可能であるので、ぜひご参加いただきたい。

本日は、令和6年度最初の委員会となる。アーキビスト認証も5年目となる。委員の先生方におかれては、引き続きご尽力を賜りたくお願い申し上げ、開会の挨拶に変えさせていただく。

どうもありがとうございました。

議題1 令和6年度アーキビスト認証の実施等について

○高埜委員長 本日の議題に入りたい。議題1「令和6年度アーキビスト認証の実施等について」、事務局よりご説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 資料1に基づき説明

資料1「令和6年度アーキビスト認証の実施等について」のうち、「1. 新設された大学院修士課程の科目確認、既存科目・研修のフォローアップ結果」が別紙1にあたる。

今回、新設された大学院修士課程の科目は、別府大学大学院の科目である。すでに第23回認証委員会において、様式3「科目と審査規則別表1との対応関係」により、認証アーキビスト審査規則別表1に定める知識・技能等の内容の14項目を全て満たしていることは確認したが、今回は、新設科目の開講を確認した。

次に、「(2) 既存科目・研修のフォローアップ結果」として、学習院大学大学院以下、様式1と3を基に、既存科目・研修が引き続き認証アーキビスト審査規則別表1に対応していることを確認した。

続いて、「2. 認証アーキビスト審査規則・同細則の改正」については、改正ポイントを3点あげている。1点目は、ただいまご説明した「1. 新設された大学院修士課程の科目確認、既存科目・研修のフォローアップ結果」の確認結果を踏まえ、別府大学大学院の新設科目を認証アーキビスト審査細則に追記する。2点目は、准認証アーキビストから申請される場合を含め、審査規則における申請書様式の修正を行う。3点目は、認証アーキビストの更新に係る審査規則及び同規則における申請書様式並びに審査細則の修正を行う。

別紙2は、認証アーキビスト審査規則及び同細則の新旧対照表であり、改正案をお示ししている。

まず、審査細則であるが、第2条には、別府大学大学院を新たに加えた。第5条には、「准認証アーキビスト審査規則第8条に定める通知の写しの添付をもってこれに代えることができる。」を追加した。第10条には認証更新の実務経験年数、第11条には認証更新に係る提出書類を追加した。別表1は「大学院修士課程の科目」だが、「大学院名」の下に括弧で、何年度以降の科目の修得に限るか明記した。また、「科目名」の後に単位数を明記した。細則の主な改正ポイントは以上である。

次に、審査規則であるが、第11条には、更新に係る申請書類について様式8、9、10を新たに加えた。別表2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」については、「備考」の2として、「(3) 調査研究能力に係る実績の執筆分量は、4,000字程度又はそれ以上とする。ただし、一体的かつ連続した成果物の場合は文字数を合算できることとする。」を追加した。様式については、様式1の「提出資料」の6番目に「准認証アーキビスト認定に係る通知文(写し)」を新たに加え、様式1(裏面)の一番下には、「准認証アーキビスト認定番号」を記載する欄を新たに加えた。様式5については、「名称」を「論文・研究ノートのタイトル」とし、「掲載誌等、公表時期及び種別」として一つの欄だったものを、「種別」と「掲載誌名等、公表年月」に欄を分け、より書きやすい形に改めた。24ページからは、新たに追加した様式8、9、10である。審査規則の主な改正ポイントは以上である。

続いて、別紙3「令和6年度 認証アーキビスト 申請の手引き」について、令和5年度

からの変更点は、まず、准認証アーキビストからの申請を踏まえて修正をした点である。また、これまで更新に係る「よくある質問（FAQ）」を参考に掲載していたが、現在、「更新の手引き（案）」を新たに作成する作業を進めており、そちらに引き継ぐ形で認証アーキビストの「申請の手引き」からは削除したいと考えている。「更新の手引き」の公表までの間は、削除する部分の最新の内容は、館ホームページで確認いただくことが可能である。「申請の手引き」については、このほかにも、申請者にとってより分かりやすくなるよう見直しを行った。

最後に、別紙4「令和6年度アーキビスト認証スケジュール（案）」である。すでに第23回認証委員会において一度ご確認いただいているところであるが、令和6年度のアーキビスト認証スケジュールについては、このように進めてまいりたいと考えている。

今回、別紙4の一番下に「教育・研修機関協議会（仮）」を新たに追加した。学習院大学大学院以下、アーキビスト認証に参画いただいている大学院や研修機関と連携し、意見交換や情報共有が図れるような協議会（仮）を設立したいと考えている。8月頃に準備会を開催し、年明けの1月には第1回の協議会を開催したいと考えている。

説明については以上となる。

- 高埜委員長 資料1についてどこからでも、委員の先生方からご質問、ご意見等をいただきたい。

別紙4「令和6年度アーキビスト認証スケジュール（案）」の最下段の「教育・研修機関協議会（仮）」だが、設立する方向で検討し、内容はこれから検討・調整するということだろうが、新規に開設を希望する大学院は、例えばオブザーバーのような形で声をかけることになるのか。どういうメンバー構成で考えているのか、今の段階で何か考えがあれば伺いたい。

- 小宮山上席公文書専門官 新たにアーキビスト認証への参画を考えている大学院には、オブザーバー等で参加いただきたいと考えている。現在、アーキビスト認証へ参画いただいている大学院からも、それぞれの教育内容等を情報交換したいという声がある。また、新規に加わりたいところも、既に動いている大学院等の話を聞きたいなどの声もあるので、新しく参画される大学院にもできるだけ協議会（仮）に参加していただき、それぞれ既に進んでいる大学院等と意見交換や情報共有できるようにしていただきたいと考えている。

- 高埜委員長 協議会（仮）の検討・調整は、事務局にお任せすればよろしいか。認証委員会は直接関わることはないという理解でよろしいか。

- 小宮山上席公文書専門官 検討・調整は事務局で進めている。準備会の後の9月に、次の認証委員会を予定しているため、そこでそれまでの話を説明させていただきたい。そこで意見等をいただければ、次の協議会設立までの間に反映させていただく。

- 高埜委員長 ほかの委員の方々、ご質問等があればお願いしたい。

- 福井委員 別紙1の別府大学の「アーキビスト養成プログラムに関する要項」を見ると、第2条に「文書館専門職養成課程委員会」と出てくる。この「文書館専門職養成課程」と「アーキビスト養成プログラム」の関係はどのようになっているか、何か聞いているか。

- 小宮山上席公文書専門官 「養成課程」及び「同養成課程委員会」と「アーキビスト養成プログラム」の関係について、具体的なところは把握していない。

- 福井委員 もし別府大学へお聞きする機会があって、何か分かったら教えていただきたい。

もう一つ確認したいことがある。認証アーキビスト審査細則別表1に各科目の単位数を新たに記載している。単位数に変更があるたびに審査細則を改正することになるが、どれぐらいの頻度で改正することになるのか。また、それは委員会に諮ることになるのかどうか、教えていただきたい。

- 小宮山上席公文書専門官 例えば、今回は昭和女子大学大学院で一部の科目名に変更があったため、審査細則別表1の当該箇所の細則の改正を行っている。おっしゃるとおり、単位数も含めて科目の一部と捉え、変更があった場合には改正が必要になると認識している。

- 福井委員 改正は年度で1回ではなく、変更があればその都度改正するという理解でよいか。

- 小宮山上席公文書専門官 大学側の詳しい事情は把握していないが、恐らく、前年度中に次年度の開講科目は決まっていくと思われるので、変更があった場合には、細則の改正が必要と

いう認識である。年度途中で何回も、これを理由とした改正が複数回発生するというのではないかと考えている。

○福井委員 了解した。

○大賀委員 事務的な確認だが、令和6年度の「認証アーキビスト 申請の手引き」がホームページに掲載されると、令和5年度版の「手引き」はホームページから削除されるのか。令和6年度の「手引き」から更新に係る「よくある質問（FAQ）」が全部削除されることになると、現時点で令和5年度版の「手引き」に掲載されている情報が確認できなくなるのではないか。

○小宮山上席公文書専門官 令和6年度の「手引き」が掲載された時点で、前年度の「手引き」はホームページから削除される。資料1の説明で申し上げたとおり、令和6年度の「手引き」から更新に係る「よくある質問（FAQ）」は削除する形になるが、「手引き」にはホームページをご覧くださいように誘導する記述を入れている。「更新の手引き」ができるまでの間は、基本的にホームページで確認いただきたいと考えている。ホームページには、令和5年度版の「手引き」公表以降に加えた「よくある質問（FAQ）」の最新情報を反映させている。

○大賀委員 了解した。更新のところを気にする方は多いと思うので、なるべく分かりやすく申請者の方に周知していただきたい。

○中島統括公文書専門官 更新の「よくある質問（FAQ）」は、今まで参考という位置づけで「手引き」に掲載していたが、委員会でご意見を頂戴して、フィックスしたものをホームページに掲載している。最新のものはホームページ上の「よくある質問（FAQ）」に掲載しているので、そちらを確実にご覧いただけるよう、きちんとご案内差し上げていきたい。

○高埜委員長 ほかの点はいかがか。

○井上委員 別紙3「令和6年度 認証アーキビスト 申請の手引き（案）」について、30ページと31ページにアーカイブズに係る調査研究実績の様式5と記入例が掲載されている。申請する調査研究実績が、単著なのか、分担執筆なのか、共著なのか、所属機関明示での公表なのか等の点について、様式5に丸をつけるような欄と、あわせて、証明書類の添付のチェック欄があると、より分かりやすいかと思う。

今回の令和6年度の「手引き」を修正しなければいけないというものではなく、今後、修正の機会があるときにご検討いただきたい。

○小宮山上席公文書専門官 今後、申請者がより選択しやすいよう、どういう形がよいか検討させていただく。

○高埜委員長 ほかにいかがか。

○太田委員 別紙4「令和6年度 アーキビスト認証スケジュール（案）」について、「准認証アーキビストの認定実施」は、本日の審査が一段落したあと、次の実施時期については、7月から来年3月まで随時検討となっている。これは、今年の第1回の申請のように2月に受付をすることはもうないという理解でよいか。あるいは、それも含めて検討するのか。

申請する方からすると、次はいつ申請受付があるのか、公表が遅れれば遅れるほど前年と同じスケジュールだろうと理解されることになると思う。その点をどのように検討されていくのか、教えていただきたい。

○小宮山上席公文書専門官 次年度は、認証アーキビストの更新が始まる。つまり、認証アーキビストへの申請と、更新申請と、准認証アーキビストへの申請の3つの審査となり、これらをどう調整するかということが焦点になる。准認証アーキビストの申請及び認定の実施時期については、教育・研修機関協議会（仮）設立の検討・調整の中で、いつの実施が大学及び研修機関として望ましいと考えているかご意見をお聞きしながら、検討を進めたいと考えているので、しばらくお待ちいただきたい。

○高埜委員長 ほかにいかがか。

○大友委員 別紙3「令和6年度 認証アーキビスト 申請の手引き（案）」について、6ページのフローチャートに、「※諸外国における大学院修士課程の科目・関係機関の研修の内容が、アーキビストとして必要な知識・技能等に該当するかについては、認証委員会が個別に判断します。」とある。この表現では、諸外国における大学院等で学んで申請する人から見

ると、不十分だと思う。職務基準書に示した内容を満たしているかどうかということ等、申請において注意すべき点分かるよう、丁寧に書いておいたほうがよいと思う。

○小宮山上席公文書専門官 どう表現するかを含め、検討していきたい。

○高埜委員長 この点は、令和6年度の「申請の手引き」を公表する前に、事務局で修正を加えていただくということでよいのか。どのような文言を挿入するかは事務局にお任せしてよいのか。

○小宮山上席公文書専門官 承知した。事務局で検討する。

○高埜委員長 大友委員も、それでよろしいか。

○大友委員 了解した。

○井口委員 別紙4「令和6年度 アーキビスト認証スケジュール（案）」の最下段の「教育・研修機関協議会（仮）」について、協議会（仮）の構成員の教育機関は分かるが、研修機関として何を想定しているのか。現在、アーキビスト認証に参画している国文学研究資料館と国立公文書館の2つ以外も、ここには含まれてくるのかどうか。これは次の委員会で伺えれば結構である。

○小宮山上席公文書専門官 詳細については、次回の委員会でお示ししたいと考えているが、研修機関については、国立公文書館と国文学研究資料館の2つを想定している。

○高埜委員長 ほかに何かご質問、ご意見はないか。

貴重なお意見を委員の先生方から頂戴した。それでは、事務局は、それらを反映し、令和6年度のアーキビスト認証等の実施に向けて、準備を進めていただきたい。

ここで一旦、休憩を取りたい。

（ 休 憩 ）

（鎌田館長、山谷理事、中島統括公文書専門官、退室。）

議題2 令和6年准認証アーキビスト申請（6月1日付認定分）に係る審査

○高埜委員長 それでは委員会を再開する。議題2は、「令和6年准認証アーキビスト申請（6月1日付認定分）に係る審査」である。

アーキビスト認証委員会規則第7条第4項では、「委員会は、これを公開する。ただし、第2条第1項に定める審査等その他必要が認められる場合、委員長は、議決を経て、非公開とすることができる。」と規定している。議題2は審査に関わることなので、これ以降の委員会を非公開とする議決を採りたい。非公開としてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○高埜委員長 それでは、異議なしということで、これ以降の委員会を非公開とする。

（以下、非公開）

○高埜委員長 それでは、ここまでを非公開の委員会とする。最後に、事務局より連絡事項をお願いしたい。

○事務局（田中） 本日は准認証アーキビストの審査をいただき、ありがとうございます。本日の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。

次回の委員会の開催は、9月上旬で調整させていただきたい。ご多忙のところ恐縮であるが、よろしくお願いしたい。

○高埜委員長 以上をもって、第25回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上